

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和 6 年 9 月 2 7 日（金）
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎 2 階大会議室
出 席 委 員	1 2 名（2・3・4・5・7・8・9・10・11・12・13・14 番）
欠 席 委 員	2 名（1・6）
議 事 日 程	第 1 議事録署名委員の指名 第 2 報告事項 第 3 議第 1 号 農地法第 3 条に基づく許可について 第 4 議第 2 号 農用地第 4 条に基づく許可について
出席した者の職氏名	事務局長 澤田 和彦 書記 塚原 誠
議長	開会 9 時 3 0 分 ただ今から令和 6 年度第 6 回飯南町農業委員会総会を開催致します。 （議長からあいさつがなされたのち、出席委員 1 2 名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に 8 番委員、9 番委員が指名された。）
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。 （農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について資料に基づき説明。） （農業経営改善計画の認定について資料に基づき説明。） （青年等就農計画を認定した旨の通知について資料に基づき説明。） （所有者等を確知できない農地について資料に基づき説明。）
議長	ありがとうございました。
委員	青年等就農計画の件ですが、是非とも農業委員会としても応援すべきところは応援しなければと思いますが、申請書の就農地が上赤名となっている書類を良しとするのは審査会として怠慢ではないかと指摘しておきます。 の後をやっていただけるということで非常にありがたいと思っていますし、成功してもらいたいです。16 ページでパブリカがトロ箱栽培となっていますが、トロ箱というのは何ですか。

事務局	県の経営指針にパプリカを土で栽培するというのがまだ無く、それに類似するものということでパプリカトロ箱栽培を使用して収支計画書を作成しています。
委員	収量とかはそれでやっているということですか。
事務局	そうです。システム上、トロ箱栽培と出てしまいます。
委員	飯南町ではまだトロ箱栽培をしていないので心配しましたが、土耕でされるということですね。
事務局	土耕でされます。
委員	わかりました。それから、経営指針でされてるということですが、今マーケティングの勉強をされていますが、これだけの規模を1人と雇用者2人でと言われました。品物は選果場に出される予定ということですよ。
事務局	そうです。
委員	J A出荷ということになりますか。
事務局	そうです。
委員	パプリカは大阪辺りでJ Aが結構頑張っておられるのでその単価だと思いますが、経営指針と遜色ない単価ということですよ。
事務局	それ以上の単価です。
委員	16ページの面積について、先ほど言われたa借りて実質aというのは、ハウスの側が空いているということですか。
事務局	15ページの作付イメージを見ていただければと思いますが、パプリカの後にサニーレタスをされるということで、申請の方はパプリカでa、後作のサニーレタスでaと書かれていて、それらを全部合計してaとなっているもので、実際同じハウスでされるものなので、実質a農用地を借りられるということです。
委員	それから、機械を借りられるということですが、本人は町営住宅に住んでおられるということで、機械は格納庫が必要になりますがどのように考えておられますか。
事務局	今のaのハウスを借りられると同時に、aの事務所が空くのでそこに転居される予定です。

	す。そこに格納庫がありますので、とりあえずそこに農機を置かれるということです。栽培期間中はハウスの空いているところでも置けますので、そういったところで管理されるということです。
委員	わかりました。ぜひ成功してもらいたいと思います。
議長	よろしいでしょうか。 続いて、議案審議に入ります。
議長	議第 1 号 農地法第 3 条に基づく許可申請について
事務局	議第 1 号 農地法第 3 条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
	議第 1 号 農地法第 3 条に基づく許可申請について、本日 1 件の申請が出ています。
	受付・申請番号 2 4 3－8 号
	譲渡人の住所氏名
	譲受人の住所氏名
	申請の土地
	現況地目
	登記簿地目
	合計面積
	種類
	対価
	期間
	譲渡理由
	譲受理由
	備考
	2 5 ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。

議長	ありがとうございました。 このことについて、現地確認報告を求めます。
推進委員	現地はの近くです。譲渡理由は先ほど説明があったとおりです。当該農地は先々ほ場整備の計画が進んでおりまして、一体的な耕作をするにはこの農地を取り込んでおく必要があるということで、現地で判断したところです。ご承認いただきますようよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	ありがとうございました。 挙手全員ですので、議第1号は原案どおり可決いたしました。
	議第2号 農地法第4条に基づく許可申請について
議長	議第2号 農地法第4条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第2号 農地法第4条に基づく許可申請について、本日1件の申請が出ています。 受付番号244-1号 申請年月日 令和6年8月30日 申請者の住所 氏名 職業 申請土地 所在 登記簿地目 畑 現況地目 雑種地 面積 9.64㎡ 農地区分 その他地域 転用目的 墓地 転用の詳細 家から離れた場所にある先祖の墓を移設し納骨堂を建立したい。 工事計画期間 許可の日から永久

	防除施設計画 申請地は、広大な畑の一部であり現在休耕地となっている。 上土を剥ぎ取り整地転圧して、墓碑の土台を設置し納骨堂を建立したい。近隣の土地も所有地であり、近隣土地所有者等に悪影響を及ぼす恐れはない。										
	工事費 <table><tr><td>建築費一式</td><td>2, 0 0 0, 0 0 0 円</td></tr></table> 資金調達計画 <table><tr><td>自己資金</td><td>5 0 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>1, 5 0 0, 0 0 0 円</td></tr></table>	建築費一式	2, 0 0 0, 0 0 0 円	自己資金	5 0 0, 0 0 0 円	借入金	1, 5 0 0, 0 0 0 円				
建築費一式	2, 0 0 0, 0 0 0 円										
自己資金	5 0 0, 0 0 0 円										
借入金	1, 5 0 0, 0 0 0 円										
	2 8 ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。										
議長	ありがとうございました。 このことについて、現地確認報告を求めます。										
委員	先日申請者宅を訪問し説明を受けております。場所は母屋の真裏で、町道から見えるとかいうことはなく、適切であると判断しました。隣家についてですが、隣家と繋がってかなり広い休耕地があります。その中のほんの一角ということで、特に隣家とあまり近い場所ではなく隣家に対する影響もないと判断しましたのでよろしくお願いします。										
	許可基準からみた意見につきましては、 <table><tr><td>他の権利を有する者の同意状況</td><td>あり</td></tr><tr><td>遅滞なく事業を実施する確実性</td><td>確実</td></tr><tr><td>計画面積の妥当性</td><td>適当</td></tr><tr><td>周辺農地への支障状況</td><td>なし</td></tr><tr><td>許可を認める場合に付すべき条件</td><td>なし</td></tr></table> 以上、適当と認められますので、よろしくお願いします。	他の権利を有する者の同意状況	あり	遅滞なく事業を実施する確実性	確実	計画面積の妥当性	適当	周辺農地への支障状況	なし	許可を認める場合に付すべき条件	なし
他の権利を有する者の同意状況	あり										
遅滞なく事業を実施する確実性	確実										
計画面積の妥当性	適当										
周辺農地への支障状況	なし										
許可を認める場合に付すべき条件	なし										
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。										
	(質疑なし)										
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。										
	(挙手全員)										
議長	挙手全員ですので、議第 2 号は原案どおり可決いたしました。 以上を持ちまして、議案審議を終了します。 続きまして情報提供をお願いします。										

事務局	情報提供をさせていただきます。 (令和6年産米概算金単価一覧表、中山間地域直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の現地確認、農作業事故の注意喚起について説明。)
議長	その他何かございませんか。
事務局	来月の農業委員会総会ですが、10月28日(月)に飯南町役場2階大会議室で行います。
議長	ありがとうございました。 以上をもちまして総会を終了します。
	終了時間 10時15分
	会 長
	8 番委員
	9 番委員